

個人で事業を始めたとき、法人を設立したとき

会社を設立したけど、税務署にも手続きが必要なの？



! 個人は個人事業の開廃業等届出など、法人は法人設立届出などが必要です。

個人で事業を始めたとき

開業後1か月以内に個人事業の開廃業等届出書を出しましょう！

個人で新たに事業を始めたときには、税務署に「個人事業の開廃業等届出書」を提出してください。期限は開業後1か月以内です。そのほかにも、税務上の諸制度を利用する場合に、表①のような届出も必要になります。

● 表① 個人事業の開業に際して必要な税務関係の届出

対象	届出の名称	提出先	提出期限
個人事業を始める人	個人事業の開廃業等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	所得税のたな卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告の提出期限まで
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告の提出期限まで
青色申告で申告したい人	所得税の青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	開業の日が1月1日から1月15日までの場合は3月15日まで。開業の日が1月16日以降の場合は開業の日から2か月以内
青色事業専従者給与を支払う人	青色事業専従者給与に関する届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から2か月以内
従業員に給与を支払う人	給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等の所轄税務署	給与支払事務所等が開設された日から1か月以内
注) 個人事業の開廃業等届出書に給与支払等の事実を記載したときは提出不要			
源泉所得税の納期の特例を受けたい人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の所轄税務署	随時(給与の支給人員が常時10人未満の場合)

法人を設立したとき

登記終了後は税務関係の届出を忘れずに！

法人登記が終わったら税務署に「法人設立届出書」を提出してください。そのとき、定款等の写し、登記簿謄本など必要書類も併せて提出します。そのほかにも、表②のような届出も必要になります。

● 表② 法人設立後に必要な税務関係の届出

対象	届出の名称	提出先	提出期限
法人を設立したとき	法人設立届出書(添付書類として定款等の写しや登記簿謄本など)	納税地の所轄税務署	法人設立の日から2か月以内
	棚卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の事業年度の確定申告の提出期限まで
	減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の事業年度の確定申告の提出期限まで
役員や従業員に報酬、給与を支払うとき	給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等の所轄税務署	給与支払事務所を設けてから1か月以内
源泉所得税の納期の特例を受けたいとき	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の所轄税務署	随時(給与の支給人員が常時10人未満の場合)
青色申告で申告したいとき	青色申告の承認申請書	納税地の所轄税務署	法人設立の日から3か月以内又は最初の事業年度の終了日のいずれか早い日の前日まで
資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上のとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書	納税地の所轄税務署	事由が生じた場合、速やかに
注) 法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載したときは提出不要			

注) 上記提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年の1月3日までの場合は、その翌日が期限となります。

※消費税について

個人事業者の新規開業年とその翌年、法人の設立事業年度とその翌事業年度は、原則として免税事業者となります。なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。

詳しくは国税庁ホームページの「税務手続の案内」をご覧ください！

e-Tax又は所轄税務署へ提出、いずれかの方法で申請・届出ができます！

インターネットを活用して、自宅や事務所から申請・届出がOK

e-Taxで申請・届出ができます！



法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請など、e-Taxを利用すると、インターネットから申請・届出ができます。

国税庁ホームページから入手した用紙で所轄税務署に提出！

国税庁ホームページには各種申請・届出用紙が用意されています。何度も税務署に出勤がなくてもダウンロードして入手することができます。また、利用可能な手続や、管轄する税務署とその所在地も調べることができます。

